告示

○総務省告示第二百九十八号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百四十条第六項及び放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百六十一条第五項の規定に基づき有線テレビジョン放送事業者の指定の変更をし、同法第百四十条第六項及び同規則第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失ったので、同法第百四十条第六項及び同規則第百六十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年七月二十六日

総務大臣臨時代理
国務大臣　稲田　朋美

一　有線テレビジョン放送事業者の指定の変更

指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域を変更するもの

変更後の指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域	指定の変更の年月日	指定番号	指定再放送事業者の氏名又は名称
東京都新宿区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、町田市	平成二十四年九月十八日	第ＫＴ００２１―００２１号	イッツ・コミュニケーションズ株式会社
北海道札幌市中央区、札幌市北区、札幌市東区、札幌市白石区、札幌市豊平区、札幌市南区、札幌市西区、札幌市厚別区、札幌市手稲区、札幌市清田区、小樽市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、空知郡南幌町 福島県郡山市 埼玉県さいたま市西区、さいたま市北区、さいたま市大宮区、さいたま市見沼区、さいたま市中央区、さいたま市桜区、さいたま市浦和区、さいたま市南区、さいたま市緑区、さいたま市岩槻区、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、北葛飾郡伊奈町、入間郡三芳町、入間郡毛呂山町、足立郡吉川町、北葛飾郡松伏町	平成二十四年八月六日	第ＺＺ０００２―０００２号	株式会社オプティキャスト

東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、千葉県千葉市中央区、千葉市花見川区、千葉市稲毛区、千葉市若葉区、千葉市緑区、千葉市美浜区、市川市、船橋市、館山市、松戸市、野田市、茂原市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、夷隅郡御宿町、安房郡鋸南町、市原市、君津市、富津市、袖ケ浦市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ケ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道